

## 検査設備明細書

対象容器等：圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、圧縮水素運送自動車用容器及びこれらに装置されている附属品（容器則第33条第3号及び第6号）

### 1 容器の表面を清じょうにするための設備（告示第31条第4項第1号）

設 備	メーカー	型式	数	備 考
エアーガン又は洗じょう液噴霧装置				
ワイヤーブラシ				
スクレパ				

### 2 容器の外表面を照明検査するための設備（告示第31条第4項第2号）

設 備	メーカー	型式	数	備 考
蛍光灯又は白熱電灯				
鏡又はファイバースコープ				

### 3 容器の傷、腐食等の寸法を測定するための設備（告示第31条第4項第3号）

設 備	メーカー	型式	数	備 考
スケール (JIS B7516(2005) 金属製直尺 1 級に適合するもの)				
ノギス (JIS B7507(2016) ノギスに適合するもの)				
デプスゲージ (JIS B7518(2018) デプスゲージに適合する最小読取目盛0.02mm以下のもの)				
拡大鏡				

4 漏えい試験のための設備（告示第31条第4項第4号及び第31条第7項）

設 備	メーカー	型式	数	備 考
①圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器 ガス検知器（メタンガスの濃度が 0.2%以下まで検出できるもの）又 は検知液及び塗布のための器具				
②最高充填圧力が3.5MPa以下の圧 縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧 縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水 素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮 水素運送自動車用容器 ガス検知器（水素の濃度が0.1%以 下まで検出できるもの） 又は検知液及び塗布のための器具				
③最高充填圧力が3.5MPaを超える 圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際 圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮 水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧 縮水素運送自動車用容器 ガス検知器（水素の濃度が0.03% 以下まで検出できるもの）				
圧力計（最高充填圧力の1.5倍以上 3倍以下の最高目盛のあるものであっ て、JIS B7505-1（2017）アネロイド 型圧力計—第1部：ブルドン管圧力計 に適合しているもの）				